

橋本周辺広域市町村圏組合市町村審査会の委員の定数等を定める条例

平成 18 年 6 月 5 日

条 例 第 3 号

改正 平成 25 年 2 月 27 日条例第 1 号

(審査会の委員の定数)

第 1 条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 15 条の規定により設置する橋本周辺広域市町村圏組合市町村審査会（以下「市町村審査会」という。）の委員の定数は、10 人以内とする。

(委任)

第 2 条 法令及びこの条例に定めるもののほか、市町村審査会に関し必要な事項は、橋本周辺広域市町村圏組合管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 25 年 2 月 27 日条例第 1 号）

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。